

After Frankfurt (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47090

フランクファート型事例のその後 (1) ¹

井保 和也

はじめに

マッケンナが指摘しているように、自由意志、決定論、道徳的責任の三者に関する哲学的な論争は、1960年代に、二人の両立論者から決定的な影響を受けた²。そのうちの一人はP. F. ストローソンである。ストローソンの両立論については、すでに別の個所で詳細に論じている³。そこで、本稿では、もう一人の両立論者であるフランクファートに焦点を当てることにしたい。

フランクファートは、1969年の論文である「別可能性と道徳的責任」の中で、その当時広く支持されていた別可能性原理の反例を考案した。その反例は後に「フランクファート型事例」と呼ばれるようになったが、このことはフランクファート型事例が与えた影響がどれほど大きなものだったかを物語っている。実際、フランクファート型事例が別可能性原理の適切な反例であるかどうかについては、現在に至るまで、活発な論争が続いているのである。

本稿の主たる目的は、フランクファート型事例と別可能性原理をめぐる論争を詳細に調査し、整理することである。この作業を通じて、私は次のように主張するつもりである。基本的に、フランクファート型事例は正しい。言い換えれば、フランクファート型事例は別可能性原理の適切な反例になっているため、別可能性原理は誤っている。しかし、たとえそうであるとしても、フランクファート（とその支持者）には、一つの大きな課題が残されることになる。それは、別可能性原理が直観的に正しいように思われるのはなぜかという問題である。本稿の最後では、この問題に関して一つの方針を提案する。

1. 別可能性原理と決定論

次の事例1と事例2を考えてみよう。

[事例1]

ジョーンズはスミスを殺害するべきかどうかを考えた。その結果、ジョーンズはスミスを殺害する意志を抱き、スミスを殺害した。

[事例2]

ブラックはジョーンズがスミスを殺害することを望んでいる。そこで、ブラックはジョーンズの脳にある装置を埋め込んだ。その装置は、ある時刻 T1 になると自動的にジョーンズの脳を刺激し、事前にジョーンズがどのような意志を持っていたとしても、ジョーンズがある時刻 T2 にスミスを殺害する意志を抱き、ある時刻 T3 にスミスを殺害することを因果的に決定してしまう。ジョーンズはこうした背景について何も知らないし、また、何かを知っていなければならない理由もない。

さて、実際に起こったのは次のようなことである。T1 になるとブラックの装置が作動した。その結果、ジョーンズは T2 にスミスを殺害する意志を抱き、T3 にスミスを殺害した。

事例 1 では、スミスを殺害したことに関する道徳的責任がジョーンズにあることは明らかである。ところが、事例 2 では、スミスを殺害したことに関する道徳的責任はジョーンズにはないように思われる。この違いが生じるのはなぜだろうか。それは、事例 1 では、ジョーンズは自由だったが、事例 2 では、T1 以降、ジョーンズはブラックの装置によって自由を奪われていたからである。このことから、次の「自由原理」を導き出すことができる。

〈自由原理〉

ある行為者がある行為に関して道徳的責任を負うのは、その行為者がその行為を自由に行った場合にかぎられる。

この自由原理の真偽が問題になることはほとんどない。大半の論者は自由原理が真であることに同意するはずである。むしろ、問題になるのは、ここで言われている自由の内実である。厳密に言えば、道徳的責任に必要な自由とは、どのような意味での自由なのだろうか。

おそらく、その候補として最初に思い浮かぶのは「余地自由」(leeway freedom) だろう⁴。これは「実際に行った行為とは別の行為を行う余地があった」という意味での自由である。もし余地自由が道徳的責任に必要な自由であるならば、自由原理を次の「別可能性原理」(the Principle of Alternative Possibilities) に書き換えてもよいことになる。

〈別可能性原理〉

ある行為者がある行為に関して道徳的責任を負うのは、その行為者にその行為とは別の行為を行う余地があった場合にかぎられる。

「別可能性原理」という名称は、「実際に行った行為とは別の行為を行う余地」が「別可能性」(alternative possibility) と呼ばれていることに由来する。

別可能性原理は我々の直観にうまく一致する。実際、「ほかにどうしようもなかった」や「そうするしかなかった」などの言い回しは、自分に（少なくとも全面的な）道徳的責任がないことを訴えるための常套句である。スミスを殺害したことに關する道徳的責任が事例1のジョーンズにはあり、事例2のジョーンズにはないと言えるのも、事例1のジョーンズにはスミスを殺害するという行為とは別の行為を行う余地があったが、事例2のジョーンズにはそれがなかったからであるように思われる。

ところが、別可能性原理には致命的な問題がある⁵。それは、もし別可能性原理が真であるならば、決定論と道徳的責任が両立しなくなるという問題である。ここでは、決定論を次のように規定することにしよう。

〈決定論〉

ある時刻 T1 におけるこの世界の状態 C1 は、(a) ある時刻 T2 におけるこの世界の状態 C2 と (b) 物理法則によって、一意的に決定される。

もし決定論が真であるならば、この世界の状態にはすべての行為者のすべての行為が含まれるから、次の決定論*も真であることになるはずである。

〈決定論*〉

すべての行為者のすべての行為は、(a*) その行為者が生まれる前のある時刻におけるこの世界の状態と (b*) 物理法則によって、一意的に決定される。

さらに、もし決定論が真であるならば、ある行為者に余地自由があると言えるのは、その行為者が (a*) か (b*) の少なくとも一方をコントロールすることができる場合にかぎられることになるはずである。なぜなら、そうでなければ、その行為者のすべての行為は一意的に決定されていることになり、「ほかにどうしようもなかった」ことになってしまうからである。しかし、明らかに、(a*) をコントロールすることができる行為者も (b*) をコントロールすることができる行為者も（少なくとも我々の中には）存在しない。したがって、もし決定論が真であるならば、余地自由を持つ行為者は（少なくとも我々の中には）存在しないことになるだろう。そして、別可能性原理が真であることを前提とするかぎり、このことから、もし決定論が真であるならば、すべての行為者はいかなる行為に關しても道徳的責任を負わないということが帰結するだろう。これは、決定論と道徳的責任に關する「非両立論」(incompatibilism) と呼ばれている。

〈非両立論〉

もし決定論が真であるならば、すべての行為者はいかなる行為に關しても道徳的責任を負わない。

もちろん、決定論は偽であると主張し、非両立論を退けることもできる。しかし、物理学をはじめとする自然科学が（少なくとも人間の行為のようなマクロのレベルでは）決定論を前提としていることを考えると、決定論を簡単に否定することはできない。このように、もし別可能性原理が真であるならば、我々は決定論を捨てて道徳的責任を救うか、それとも、道徳的責任を捨てて決定論を救うかという選択を迫られることになるのである。いずれの選択肢も魅力的とは言えないだろう。

2. フランクファート型事例

以上の問題を回避するために、別可能性原理そのものを疑う論者も多い。そうした論者の代表が、本稿の焦点であるフランクファートである。フランクファートは次のような議論を展開し、別可能性原理を退けようとした。

まず、フランクファートは次の「無関係テーゼ」（IRR）を主張する⁶。

〈無関係テーゼ〉

次の三つの条件のすべてを同時に満たす状況が存在する。

- (1) ある行為者 X がある行為 A を行う。
- (2) ある要因 F のせいで、X は A とは別の行為を行うことができない。
- (3) F は X が A を行うに至るまでの因果的なプロセスとは無関係である。

簡単に言えば、X が A を行うことが F によって必然化されてはいるが、引き起こされてはいない状況が存在するということである。こうした状況を「無関係状況」（IRR-situation）と呼ぶことにしよう。では、無関係状況は本当に存在するのだろうか。フランクファートは次のような事例を考案している⁷。

[事例3]

ジョーンズはスミスを殺害するべきかどうかを考えている。そのことを知ったブラックは、ジョーンズがスミスを確実に殺害するように、ジョーンズの脳にある装置を埋め込んだ。その装置は、ジョーンズの脳を刺激し、事前にジョーンズがどのような意志を持っていたとしても、ジョーンズがある時刻 T2 にスミスを殺害する意志を抱き、ある時刻 T3 にスミスを殺害することを因果的に決定してしまう。しかし、ブラックはできるだけ自分の手を汚したくないと思っている。そこで、ブラックはジョーンズの脳を調べ上げ、ブラックが何もしないかぎり、ジョーンズが T2 にスミスを殺害する意志を抱き、T3 にスミスを殺害するのは、それに先立つある時刻 T1 において、ジョーンズの脳がある状態 NP になった場合であり、かつ、その場合にきざられることを発見した。ブラックはこれを利用して、

次のような手順を踏むことにした。まず、ブラックは T1 にジョーンズの脳の状態を測定する。そして、ジョーンズの脳が NP ではないことがわかった場合、ブラックは装置を作動させる。逆に、ジョーンズの脳が NP であることがわかった場合、ブラックは装置を作動させない。ジョーンズはこうした背景について何も知らないし、また、何かを知っていなければならない理由もない。

さて、実際に起こったのは次のようなことである。ブラックは T1 にジョーンズの脳の状態を測定した。すると、ジョーンズの脳が NP であることがわかったため、ブラックは装置を作動させなかった。したがって、ジョーンズは T2 に自らスミスを殺害する意志を抱き、T3 に自らスミスを殺害した。

事例3においては、まず、(1) ジョーンズは T2 にスミスを殺害する意志を抱き、T3 にスミスを殺害している。そして、(2) ブラックとその装置の存在によって、ジョーンズはその行為とは別の行為を行うことはできなかった。さらに、ブラックとその装置は実際には何もしておらず、ジョーンズはブラックとその装置の存在を知らなかった。そのため、(3) ブラックとその装置の存在は、ジョーンズが T2 にスミスを殺害する意志を抱き、T3 にスミスを殺害するに至るまでの因果的プロセスとは無関係である。したがって、フランクファートによれば、事例3は無関係状況であると言える。

次に、フランクファートは、無関係状況においては、行為者 X は行為 A に関する道徳的責任を負うと主張する⁸。事例3に即して考えてみよう。たしかに、事例3は無関係テーゼの条件(2)を満たしている。そのため、ジョーンズは T2 にスミスを殺害する意志を抱き、T3 にスミスを殺害することしかできなかった。しかし、事例3は無関係テーゼの条件(3)を満たしている。そのため、事例3のジョーンズの行為は、実質的に、事例1のジョーンズの行為と何も変わらないものになっている。結局のところ、事例3のジョーンズは、事例1のジョーンズと同様に、スミスを殺害するべきかどうかを考え、その結果、スミスを殺害する意志を抱き、スミスを殺害したに過ぎないのである。したがって、スミスを殺害したことに関する道徳的責任が事例1のジョーンズにあるならば、同じことが事例3のジョーンズにも言えるはずだろう。

ここまでの議論が正しいならば、無関係状況においては、行為者 X は行為 A とは別の行為を行うことができないにもかかわらず、A に関する道徳的責任を負っていることになるだろう。しかし、そうであるならば、無関係状況は別可能性原理の反例であることになるから、別可能性原理は退けられたことになるはずである。そして、このことは、前節の問題、すなわち、決定論を捨てて道徳的責任を救うか、道徳的責任を捨てて決定論を救うかという問題から、我々が解放されたことを意味しているのである。

最初でも述べたように、フランクファートによる以上の議論はそれ以降の論者に決定的な影響を与えた。その結果、事例3のような無関係状況は「フランクファート型事例」(Frankfurt-style cases)と呼ばれるようになった⁹。フランクファート型事例が別可能性原

理の反例として妥当であるかどうかについては、現在に至るまで、激しい論争がくり広げられている。次節からは、フランクファート型事例と別可能性原理をめぐる論争を順に見ていくことにしよう。

3. フランクファートに対する第1の反論

3.1. 自由の明滅

フランクファートに反対する論者は、まず、次のように主張することで、別可能性原理を擁護しようと試みるだろう¹⁰。ある事例において実際に起こった一連の出来事を「現実シナリオ」と呼び、実際には起こらなかったが、起こる可能性があった一連の出来事を「仮想シナリオ」と呼ぶことにしよう。事例3の現実シナリオは次の通りである。

[事例3の現実シナリオ]

- T1：ジョーンズの脳がNPになる（ブラックは装置を作動させない）。
- T2：ジョーンズがスミスを殺害する意志を抱く。
- T3：ジョーンズがスミスを殺害する。

しかし、事例3においては、T1にジョーンズの脳がNPになるかどうかは因果的に開かれている。そのため、事例3には次の仮想シナリオが存在する。

[事例3の仮想シナリオ]

- T1：ジョーンズの脳がNPにならない（ブラックが装置を作動させる）。
- T2：ジョーンズがスミスを殺害する意志を抱く。
- T3：ジョーンズがスミスを殺害する。

ところが、この仮想シナリオは別可能性にほかならない。つまり、厳密に言えば、事例3には別可能性が存在するのである。そうであるならば、事例3は無関係テーゼの条件(2)を満たしていないことになるから、別可能性原理の反例としては適切でないことになるだろう。フランクファートに反対する論者は、事例3ではスミスを殺害したことに関する道徳的責任がジョーンズにあることを、別可能性原理に訴えて説明することができてしまうのである。

もちろん、ある意味では、事例3の現実シナリオと仮想シナリオの間には、それほど大きな違いは存在しない。なぜなら、どちらのシナリオであろうとも、結局、ジョーンズはスミスを殺害する意志を抱き、スミスを殺害してしまうからである。この意味で、事例3のジョーンズが持つ余地自由は、吹けば消えてしまうような「自由の明滅」(the flicker of freedom)に過ぎない¹¹。しかし、別の意味では、すなわち、道徳的な意味では、事例3の現実シナリオと仮想シナリオの間には、重要な違いが存在する。事例3の現実シナリオ

では、ブラックとその装置は何もしていないから、ジョーンズは自らスミスを殺害する意志を抱き、自らスミスを殺害していると言つてよい。このことは、ジョーンズの「意志の質」(the quality of will) が悪いものだったことを意味している¹²。この点で、事例3の現実シナリオは事例1 (の現実シナリオ) と変わらない。それゆえ、事例3の現実シナリオでは、スミスを殺害したことに関する道徳的責任は、ジョーンズにあることになるだろう。その一方で、事例3の仮想シナリオでは、ジョーンズは自らスミスを殺害する意志を抱いているわけでも、自らスミスを殺害しているわけでもない。むしろ、ジョーンズはブラックとその装置の存在によってそうさせられているだけである。このことは、ジョーンズの意志の質が (少なくともこの件に関しては) 悪いものではなかったことを意味している。この点で、事例3の仮想シナリオは事例2 (の現実シナリオ) と変わらない。それゆえに、事例3の仮想シナリオでは、スミスを殺害したことに関する道徳的責任は、ジョーンズにはないことになるだろう。このように、事例3のジョーンズが持つ自由の明滅は、ジョーンズの行為の道徳的な評価に大きな違いをもたらす。したがって、フランクファートを支持する論者は自由の明滅を決して無視できないのである。

3.2. フィッシャーによる応答

では、フランクファートを支持する論者は、以上の反論に対してどのように応答することができるだろうか。ここでは、フィッシャーによる応答を紹介しよう。フィッシャーは次のように主張する¹³。もし別可能性原理が真であるならば、別可能性の存在こそが道徳的責任の根拠になるのでなければならない。事例3の場合であれば、仮想シナリオが存在することこそが、現実シナリオにおいて、スミスを殺害したことの道徳的責任がジョーンズにあることの根拠になるのでなければならない。しかし、フィッシャーの考えでは、事例3の仮想シナリオは、現実シナリオにおけるジョーンズの道徳的責任の根拠になることができるほど「強固」(robust) な別可能性ではない。その理由は次の通りである。事例3が現実シナリオと仮想シナリオのどちらに分岐するかは、T1にジョーンズの脳がNPになるかどうかにかかっている。ところが、ジョーンズはT1に自分の脳がNPになるかどうかをコントロールできない¹⁴。つまり、ジョーンズは事例3のシナリオを仮想シナリオに自発的に分岐させることができないのである。しかし、そのような仮想シナリオの存在が、現実シナリオにおけるジョーンズの道徳的責任の根拠になるとは思えない。したがって、フィッシャーによれば、自由の明滅による擁護では、別可能性原理を十分に擁護することができないのである。

ここで、フランクファート型事例をめぐる論争から距離を置いて、別可能性の強固さについて、もう少し考えてみることにしよう。フィッシャーの以上の議論が正しいならば、別可能性原理は次の「強固な別可能性原理1」に修正される必要がある。

(強固な別可能性原理1)

ある行為者がある行為に関して道徳的責任を負うのは、その行為者にその行為とは別の行為を自発的に行う余地があった場合にかぎられる。

しかし、強固な別可能性原理1の別可能性はまだ十分に強固ではない。なぜなら、次の事例4が考えられるからである。

[事例4]

ジョーンズはスミスとブラウンのどちらを殺害するべきかを考えている。その結果、ジョーンズはスミスを殺害する意志を抱き、スミスを殺害した。

事例4では、ジョーンズは自発的にブラウンを殺害することもできたはずである（と想定しよう）。しかし、この仮想シナリオは、現実シナリオにおけるジョーンズの道徳的責任の根拠になることができるほど強固な別可能性ではない。現実シナリオにおいて、スミスを殺害したことに関する道徳的責任がジョーンズにあるのは、ジョーンズが自発的にブラウンを殺害することもできたからではないことは明らかだろう。このことから次のことがわかる。重要なのは、単に実際に行う行為とは別の行為を自発的に行うことができることではなく、実際に行う行為よりも道徳的に善い（少なくとも実際に行う行為ほど道徳的に悪くはない）別の行為を自発的に行うことができることなのである。したがって、強固な別可能性原理1は次の「強固な別可能性原理2」に修正されなければならない。

〈強固な別可能性原理2〉

ある行為者Xがある行為Aに関して道徳的責任を負うのは、XにAよりも道徳的に善い（少なくともAほどは道徳的に悪くない）別の行為Bを自発的に行う余地があった場合にかぎられる。

ところが、またしても、強固な別可能性原理2の別可能性は十分に強固ではない。ペレブームは次の事例5を考案している¹⁵。

[事例5]

ジョーンズはスミスを殺害するべきかどうかを考えている。ジョーンズがスミスを殺害しない唯一の方法は、ジョーンズが目の前のコーヒーを飲むことである。というのも、そのコーヒーには人間の道徳性を高める薬品が盛られているため、それを飲んだ人間は誰であれ道徳的に不正な行為を行わなくなるからである。しかし、ジョーンズはこうした背景について何も知らないし、また、何かを知っていなければならない理由もない。

実際に起こったのは次のようなことである。ジョーンズは目の前のコーヒーを

飲まなかった。したがって、ジョーンズはスミスを殺害する意志を抱き、スミス
を殺害した。

事例5では、ジョーンズは目の前のコーヒーを自発的に飲むこともできたはずである（と
想定しよう）。しかし、この仮想シナリオは、やはり、現実シナリオにおけるジョーンズ
の道徳的責任の根拠になることができるほど強固な別可能性ではない。なぜなら、ジョー
ンズは目の前のコーヒーを飲むことがスミスを殺害しないことにつながることをまったく
理解していなかったからである。ジョーンズがスミスを殺害しない仮想シナリオが存在
するとしても、ジョーンズがそのことを理解していないならば、そのことが現実シナリオ
におけるジョーンズの道徳的責任の根拠になるとは思えない。したがって、強固な別可能
性原理2は次の「強固な別可能性原理3」に修正されなければならない¹⁶。

(強固な別可能性原理3)

ある行為者Xがある行為Aに関して道徳的責任を負うのは、次の二つの条件の両
方が満たされている場合にかぎられる。

- (1) XにはAよりも道徳的に善い（少なくともAほどは道徳的に悪くない）
別の行為Bを自発的に行う余地があった。
- (2) Xは自分にBを自発的に行う余地があること、そして、BがAよりも道
徳的に善い（少なくともAほどは道徳的に悪くない）行為であることを
理解していた。

別可能性の強固さを追究するのはこのあたりで終わりにしよう¹⁷。本稿では、議論を公
平にするために、これ以降は別可能性原理の代わりに強固な別可能性原理3を使うことに
する。とはいえ、いずれにせよ、自由の明滅はフランクファートにとって脅威にはならな
い。なぜなら、事例3は強固な別可能性原理1の反例になっているため、強固な別可能性
原理1を含意する強固な別可能性原理3の反例にもなっているからである。

4. フランクファートに対する第2の反論

4.1. ジレンマ

次は、ケインが考案し、ウィダカーらが洗練化した反論を検討することにしよう¹⁸。第1
節でも述べたように、事例3のようなフランクファート型事例が登場した背景には、もし
別可能性原理が真であるならば、非両立論が帰結し、決定論と道徳的責任が両立しなくな
ってしまうという問題があった。つまり、もとはと言えば、フランクファートが事例3を
考案したのは、非両立論が偽であることを示すためだったのである。しかし、ケインやウ
ィダカーらの見立てでは、フランクファートは、事例3を提示する段階で、非両立論が偽
であることを前提にしてしまっている。つまり、フランクファートは論点先取の誤謬を犯

してしまっているのである。

事例3のどこが論点先取になっているのだろうか。事例3で重要なのは、ジョーンズの脳がT1にNPになる場合、ジョーンズがT2にスミスを殺害する意志を抱き、T3にスミスを殺害することが確実になるという点である。だが、これはなぜだろうか。おそらく、最も自然なのは、前者が後者を因果的に決定していると考えることである。しかし、このように考えると、ジョーンズがT2にスミスを殺害する意志を抱き、T3にスミスを殺害することは、ジョーンズがコントロールできない要因、すなわち、ジョーンズの脳がT1にNPになるかどうかによって、因果的に決定されていたことになるだろう。つまり、事例3は（少なくともジョーンズの行為に関係する範囲では）決定論的な世界なのである。それにもかかわらず、フランクファートは、スミスを殺害したことに関する道徳的責任はジョーンズにあると主張しなければならない。これは、非両立論は偽であると主張することにほかならない。こうして、フランクファートは論点先取の誤謬を犯してしまうことになるのである。

では、論点先取の誤謬を犯さないような形に事例3を修正することは可能だろうか。当然、その場合は、ジョーンズの脳がT1にNPになることが、ジョーンズがT2にスミスを殺害する意志を抱き、T3にスミスを殺害することを因果的に決定していると考えことはできない。しかし、そうであるならば、ジョーンズの脳がT1にNPになった後も、ジョーンズがT2にスミスを殺害する意志を抱き、T3にスミスを殺害するかどうかは因果的に開かれていることになるだろう。そして、このことは、ジョーンズには強固な別可能性があることを意味している。つまり、論点先取の誤謬を犯さないような形に事例3を修正すると、スミスを殺害したことに関する道徳的責任がジョーンズにあるという事実は、強固な別可能性原理3に訴えることで説明することができるようになってしまうのである。

ここまでの議論を整理しよう。事例3は非両立論が偽であることを前提にしてしまっているため、論点先取の誤謬になる。しかし、論点先取の誤謬にならないような形に事例3を修正すると、今度は、強固な別可能性原理3の適切な反例ではなくなってしまう。したがって、いずれにせよ、フランクファートの議論は失敗していることになるのである。このように、ケインやウィダカーらはフランクファートの議論がジレンマに陥っていることを示したのである。

4.2. ハントによる応答

では、フランクファートを支持する論者は、以上の議論に対してどのように応答することができるだろうか。フランクファートを支持する論者の多くは、ジレンマの第一の角、すなわち、事例3が論点先取の誤謬を犯しているという点は認める。しかし、ジレンマの第二の角、すなわち、事例3を論点先取の誤謬にならないように修正すると、強固な別可能性原理3の適切な反例ではなくなってしまうという点には反対する。

例えば、ハントは次のような議論を展開している¹⁹。まず、次の事例6Aを見てほしい。

[事例 6A]

ある時刻 T1 に、ジョーンズはスミスを殺害するべきかどうかを考えた。その結果、ジョーンズはある時刻 T2 に自らスミスを殺害する意志を抱き、ある時刻 T3 に自らスミスを殺害した。T1 から T3 までの間、ジョーンズのコントロールを超えた何らかの要因が存在し、ジョーンズの行為がそれによって因果的に決定されているなどということとはなかった。つまり、ジョーンズにはスミスを殺害しないという行為を自発的に行う余地もあったのである。また、ジョーンズがスミスを殺害しないという行為を自発的に行うことを妨害するために、ブラックが怪しげな装置をジョーンズの脳に埋め込んでいたなどということもなかった。

フランクファートに反対する論者も、事例 6A においては、スミスを殺害したことに関する道徳的責任がジョーンズにあることを認めるだろう。なぜなら、事例 6A では、ジョーンズのコントロールを超えた何らかの要因が、ジョーンズの行為を因果的に決定しているわけではないからである。つまり、事例 6A は（少なくともジョーンズの行為に関係する範囲では）決定論的な世界ではないため、たとえ非両立論が真であるとしても、ジョーンズに道徳的責任があると判断することには何の問題もないのである。このことを確認した上で、次の事例 6B を見てほしい²⁰。

[事例 6B]

ある時刻 T1 に、ジョーンズはスミスを殺害するべきかどうかを考えた。その結果、ジョーンズはある時刻 T2 に自らスミスを殺害する意志を抱き、ある時刻 T3 に自らスミスを殺害した。T1 から T3 までの因果的なプロセスは事例 6A（の現実シナリオ）と厳密に同じである。しかし、今回は、T1 よりも前に、ブラックがジョーンズの脳に手術を施し、事例 6A（の現実シナリオ）で使われていなかった脳の神経回路をすべてふさいで、使えないようにしてしまっていた。つまり、ジョーンズにはスミスを殺害するという行為とは別の行為を行う余地はまったくなかったのである。もちろん、ブラックの手術によってジョーンズの生命が危険にさらされることはない。ジョーンズはこうした背景について何も知らなかったし、また、何かを知っていなければならない理由もなかった。

事例 6B でジョーンズが行った一連の行為は、事例 6A と厳密に同じ因果的なプロセスをたどっている。そのため、フランクファートに反対する論者であっても、事例 6A のジョーンズに道徳的責任があると判断するならば、事例 6B のジョーンズにも同様の判断を下すはずである。しかし、事例 6A のジョーンズとは違い、事例 6B のジョーンズに強固な別可能性はない。したがって、事例 6B は非両立論が偽であることを前提としていないにもか

かわらず、強固な別可能性原理3の適切な反例になっている。ハントの主張では、こうしてジレンマは打ち破られたのである。

ところが、以上のハントの議論には、次のような問題があることが指摘されている。事例 6B では、ジョーンズはスミスを殺害するという行為を行うことができなかった。なぜなら、それ以外の行為を行うために必要な脳の神経回路がブラックによってすべてふさがれていたからである。しかし、脳の神経回路がふさがれることによって、ジョーンズの選択できる行為が制約されてしまうのはなぜだろうか。

この機序を説明する方法は二つある。一つ目の方法は、仮にジョーンズがスミスを殺害するという行為とは別の行為を行おうとしても、その行為を行うための脳神経科学的なプロセスが脳の神経回路をふさいでいる「障壁に衝突する」(bump up against the blockage)ことになるため、その行為を行うことはできなかったと説明するというものである。しかし、この説明を採用すると、ハントは第2節で検討した自由の明滅に対処できなくなってしまうのである。まず、事例 6B の現実シナリオは次の通りである。

[事例 6B の現実シナリオ]

- T1 : ジョーンズがスミスを殺害すべきかどうかを考える (スミスを殺害するという行為とは別の行為を行うための脳神経科学的なプロセスは開始されな
いたため、そのプロセスが脳の神経回路をふさいでいる障壁に衝突することも
なかった)。
- T2 : ジョーンズがスミスを殺害する意志を抱く。
- T3 : ジョーンズがスミスを殺害する。

そして、もし一つ目の方法で説明するならば、事例 6B には次の仮想シナリオが存在することになる。

[事例 6B の仮想シナリオ]

- T1 : ジョーンズがスミスを殺害すべきかどうかを考える (スミスを殺害する
という行為とは別の行為を行うための脳神経科学的なプロセスが開始された
ため、そのプロセスが脳の神経回路をふさいでいる障壁に衝突した)。
- T2 : ジョーンズがスミスを殺害する意志を抱く。
- T3 : ジョーンズがスミスを殺害する。

たしかに、事例 3 の場合、仮想シナリオが存在しても、それは現実シナリオにおけるジョーンズの道徳的責任の根拠になることができるほど強固な別可能性ではなかったから、問題はなかった。しかし、事例 6B の仮想シナリオは強固な別可能性である。なぜなら、事例 6B は (少なくともジョーンズの行為に関係する範囲では) 決定論的な世界ではないた

め、ジョーンズは事例 6B のシナリオを自発的に仮想シナリオに分岐させることができたはずだからである。したがって、一つ目の方法で説明するならば、事例 6B は強固な別可能性原理 3 の反例としては不適切になってしまうのである²¹。

では、二つ目の方法はどうかだろうか。二つ目の方法は、スミスを殺害するという行為とは別の行為を行うために必要な脳の神経回路はすべてふさがれているのだから、ジョーンズはそもそもそうした行為を行うための脳神経科学的なプロセスを開始させることすらできなかったと説明するというものである。しかし、この方法で説明することにも難点がある。この説明の通り、ジョーンズはスミスを殺害するという行為とは別の行為を行うための脳神経科学的なプロセスを開始させることができなかったとしよう。ところが、そうになっているのは、ブラックの手術というジョーンズのコントロールを超える要因が存在するからである。このことは、事例 6B が（少なくともジョーンズの行為に関係する範囲では）決定論的な世界であることを意味しているように思われる。このように、二つ目の方法で説明すると、結局、ハントはジレンマの第 2 の角に捕まってしまうことになるのである²²。

このように、ハントによる応答では、脳の神経回路がふさがれることによって、ジョーンズの行為が制約されてしまうのはなぜかという問題に答えることができない。したがって、ハントによる応答はそれほど説得的ではないということになるだろう。

4.3. メレとロブによる応答

メレとロブは、ハントよりもさらに巧妙な事例を考案することで、ケインとウィダカーのジレンマを打ち破ろうと試みている²³。メレとロブが考案したのは次の事例 7 である²⁴。

[事例 7]

ジョーンズはスミスを殺害するべきかどうかを考えている。そのことを知ったブラックは、ジョーンズがスミスを確実に殺害するように、ジョーンズの脳にある装置を埋め込んだ。その装置はある時刻 T1 になると自動的にジョーンズの脳を刺激し、ジョーンズの脳内で、ある決定論的なプロセス P を開始させる。P は次のようなプロセスである。もしジョーンズが T1 以降のある時刻 T2 に自らスミスを殺害する意志を抱かなければ、事前にジョーンズがどのような意志を持っていたとしても、P はジョーンズが T2 にスミスを殺害する意志を抱くことを因果的に決定してしまう。しかし、もしジョーンズが T2 に自らスミスを殺害する意志を抱くならば、P はその意志によって直ちに打ち消され、それ以降はその因果的な効力を完全に失う。ジョーンズは非常に意志の強い人間であるため、いずれの場合も、ジョーンズは確実に T3 にスミスを殺害する。ジョーンズはこうした背景について何も知らないし、また、何かを知っていなければならない理由もない。

さて、実際に起こったのは次のようなことである。T1 になると、ブラックの装

置が作動し、P が開始された。しかし、T2 になると、ジョーンズは自らスミスを殺害する意志を抱いたため、P はその意志によって直ちに打ち消され、それ以降はその因果的な効力を完全に失った。したがって、ジョーンズは T3 に自らスミスを殺害した。

事例 7 においては、スミスを殺害したことに関する責任はジョーンズにあるように思われる。しかし、P が働いているため、ジョーンズには強固な別可能性がなかった。しかも、ジョーンズが T2 にスミスを殺害することを決意するかどうかは因果的に開かれている（と想定することができる）。言い換えれば、事例 7 では非両立論が偽であることが前提とされているわけではない。というのも、事例 3 とは違い、事例 7 ではブラックが NP のような何らかの兆候からジョーンズの行為を予測する必要があるからである。したがって、メレとロブの考えでは、事例 7 はケインとウィダカーのジレンマを打ち破っていることになるのである²⁵。

ところが、こうした周到な場面設定にもかかわらず、事例 7 は事例 6B と同じ弱点を持っていることが指摘されている²⁶。つまり、事例 7 でも、P によってジョーンズの行為が制約されるのはなぜかが問題となるのである。くり返しになるから詳しく説明はしないが、この問題に答えようとする、結局、メレとロブは自由の明滅かジレンマの第 2 の角のいずれかに悩まされることになるのである。

4. 4. ペレブームによる応答

では、非両立論が偽であることを前提とすることなく、強固な別可能性原理 3 の適切な反例を作ることはできないのだろうか。私の見立てでは、ペレブームがそれに成功している²⁷。ペレブームは次の事例 8 を考案した²⁸。

[事例 8]

ジョーンズは自分の利益のためにスミスを殺害するべきかどうかを考えている。ジョーンズはこの行為が違法であることを知っている。しかし、ジョーンズは自分がおそらく捕まらないこと、そして、仮に捕まったとしても、事故を装うことができることも知っている。ジョーンズはたとえ他人が害を被るとしても、また、たとえ違法な行為であるとしても、自分の利益を促進したいという強い欲求を持っている。ただし、この欲求は常にほかの欲求を上回るわけではない。加えて、この状況でジョーンズがスミスを殺害する意志を抱かないとすれば、それは道徳的理由による場合のみである。ジョーンズ自身もそのことに気付いている。例えば、ジョーンズは理由もなく、あるいは、ただの気まぐれでスミスを殺害する意志を抱かないなどということはない。さらに、この状況でジョーンズがスミスを殺害する意志を抱かないためには、ジョーンズが道徳的理由に十分な注意を

払う必要がある。ジョーンズは自発的に道徳的理由に十分な注意を払うことができる。しかし、ジョーンズが道徳的理由に十分な注意を払ったとしても、ジョーンズがスミスを殺害する意志を抱かないとはかぎらない。なぜなら、仮にジョーンズが道徳的理由に十分な注意を払ったとしても、その後に、ジョーンズはスミスを殺害する意志を抱くかどうかを自発的に選ぶことができるからである(ただし、これはブラックとその装置が存在しない場合である)。しかし、ジョーンズは知らなかったのだが、ジョーンズがスミスを殺害する意志を抱くことを確実にするために、ブラックがジョーンズの脳に装置を埋め込んでいた。その装置は、ジョーンズが道徳的理由に十分な注意を払った場合、それを検知し、ジョーンズの脳の適切な部位を刺激することで、ジョーンズにスミスを殺害する意志を確実に抱かせるのである。

さて、実際に起こったことは次の通りである。ジョーンズは道徳的理由に十分な注意を払わなかったため、自らスミスを殺害する意志を抱き、自らスミスを殺害した。もちろん、その間、ブラックの装置は作動しないままだった。

事例8においては、ジョーンズには強固な別可能性がなかったにもかかわらず、ジョーンズはスミスを殺害したことに関する道徳的責任を負っているように思われる。しかも、非両立論が偽であることが前提とされていない。このあたりの事情は事例7とほとんど同じである。しかし、ペレブームの主張では、事例8は事例6Bと事例7に見られた弱点を克服している。そのため、事例8はケインズとウィダカーのジレンマを打ち破ることに成功しているのである。

詳しく検討しよう。事例8についても、事例6Bおよび事例7と同様の問いを立てることができる。つまり、ブラックとその装置が存在することによって、ジョーンズの行為が制約されるのはなぜかと問うことができる。事例8の場合、この問いの答えは明らかである。仮にジョーンズが道徳的理由に十分な注意を払ったとしても、ブラックとその装置がジョーンズにスミスを殺害する意志を植えつけてしまう。そのせいで、ジョーンズはスミスを殺害するという行為とは別の行為を行うことができないのである。しかし、このように説明してしまうと、ちょうど事例6Bと事例7がそうだったように、事例8は自由の明滅を呼び込むことになってしまうのではないだろうか。つまり、事例8には、ジョーンズが道徳的理由に十分な注意を払い、それを検知したブラックの装置がジョーンズにスミスを殺害する意志を植えつけ、その結果、ジョーンズがスミスを殺害するという仮想シナリオが存在するのだから、事例8は強固な別可能性3の反例としては不適切なのではないだろうか。

しかし、ペレブームの見解では、これは杞憂である。なぜなら、たしかにそうした仮想シナリオは存在するが、それは強固な別可能性ではないからである。たしかに、仮想シナリオにおいては、現実シナリオとは違い、ジョーンズは道徳的理由に十分な注意を払って

いる。しかし、このことは、仮想シナリオにおけるジョーンズの意志の質が、現実シナリオにおけるジョーンズの意志の質よりも善い（少なくとも悪くはない）ものだったことを意味しない。というのも、仮想シナリオのジョーンズは、道徳的理由に十分な注意を払った後ですら、スミスを殺害する意志を抱くことができるからである（ただし、これはブラックとその装置が存在しない場合である）。このような仮想シナリオの存在が、現実シナリオにおいて、スミスを殺害したことに関する道徳的責任がジョーンズにある根拠になるとは思えない。つまり、事例8の仮想シナリオは強固な別可能性ではないのである。そうであるならば、事例8に自由の明滅があることは、ペレブームにとって、何ら脅威にならないだろう。

こうして、ペレブームは非両立論が偽であることを前提とせずに、強固な別可能性原理3の適切な反例を提示することに成功したのである。これによって、ケインとウィグカーのジレンマは打ち破られたことになるだろう。

（「フランクファート型事例のその後（2）」につづく）

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程倫理学専修）

注

- 1 本稿は前半と後半に分かれている。本稿の後半である「フランクファート型事例のその後（2）」は次号に掲載される予定である。
- 2 McKenna (2005, p.163).
- 3 井保 (2016) を参照すること。
- 4 「余地自由」(leeway freedom) は Fischer and Ravizza (1998, p.31) が「統制コントロール」(regulative control) と呼ぶものと同じである。
- 5 以下の説明は van Inwagen (1975) による。
- 6 Frankfurt (1969, pp.837). ただし、「無関係テーゼ」(IRR) および「無関係状況」(IRR-situation) という用語は Widerker (1995, p.248) によるものである。McKenna (2008, p.771) によれば、この IRR は「[行為を]必然化している条件が行為の産出とは無関係である」(ensuring conditions are irrelevant to production of action) の省略である。
- 7 ただし、事例3は Frankfurt (1969, pp.834-6) のものをより厳密に改変したものである。
- 8 Frankfurt (1969, pp.836).
- 9 「フランクファート型事例」(Frankfurt-style cases) 以外にも、「フランクファート事例」(Frankfurt cases) や「フランクファート反例」(Frankfurt counterexamples) とも呼ばれている。
- 10 このタイプの反論は van Inwagen (1983, pp.166-80), Naylor (1984), Fischer (1994, pp.29-34) らによって提示された。
- 11 「自由の明滅」(the flicker of freedom) という用語は Fischer (1994, pp.29-39) によるものである。

- 12 「意志の質」 (the quality of will) はストローソンの責任論を構成する要素の一つとして知られるようになった。これについては、井保 (2015) を参照すること。
- 13 Fischer (1994, pp.37-38).
- 14 もちろん、リパタリアンはこの点に賛成しないだろう。これについては、第4節で検討する。
- 15 ただし、事例5はPereboom (2001, pp.25-6; 2014, p.11) のものを論旨が変わらない程度に改変したものである。
- 16 ここで私が提示している強固な別可能性原理3は、Pereboom (2014, p.13) や McKenna (2003, p.209) が提示しているものと基本的には同じである。
- 17 強固な別可能性原理3は必要条件であって、十分条件ではない。
- 18 Kane (1996, pp.142-4, pp.191-2), Widerker (1995, pp.247-61).
- 19 Hunt (2000). ただし、事例6Aと事例6BはPereboom (2001, pp.15-18) のものを論旨が変わらない程度に改変したものである。
- 20 一般に、事例6Bのようなフランクファート型事例は「障壁事例」 (the blockage case) と呼ばれている。
- 21 ここまでの解説はFischer (1999, p.119) による。
- 22 ここまでの解説はKane (2000, p.162) による。
- 23 Mele and Robb (1998).
- 24 ただし、事例7はMele and Robb (1998, pp.100-2) のものを論旨が変わらない程度に改変したものである。
- 25 事例7については、次のことが疑問に思われるかもしれない。ジョーンズがT2にスミスを殺害する意志を抱かなかった場合、それはPによって変更を余儀なくされる。その一方で、ジョーンズがT2にスミスを殺害する意志を抱いた場合、今度は、その意志がPを上書きする。しかし、このような非対称性は奇妙ではないだろうか。Mele and Robb (1998, pp.104-5) はこの奇妙さを払拭することに苦心している。だが、成田 (2004, p.106) が指摘しているように、こうした奇妙さは事例7を弱めるものではないだろう。なぜなら、こうした奇妙な事態が現実にあると仮定した上で議論を進めればそれで十分だからである。
- 26 McKenna and Pereboom (2016, pp.109-13).
- 27 Pereboom (2001, pp.18-9; 2014, pp.14-8).
- 28 一般に、事例8のようなフランクファート型事例は「脱税 (2)」 (Tax Evasion (2)) と呼ばれている。ただし、事例8はPereboom (2001, pp.18-9; 2014, p.15) のものを論旨が変わらない程度に改変したものである。

参考文献

- Fischer, J. M., 1994, "Responsibility and Alternative Possibilities," in Widerker and McKenna (2003), pp.27-52.
- , 1999, "Recent Work on Moral Responsibility," *Ethics* 110, pp.93-139.

- Fischer, J. M. and M. Ravizza, 1998, *Responsibility and Control: An Essay on Moral Responsibility*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Frankfurt, H. G., 1969, "Alternative Possibilities and Moral Responsibility," *Journal of Philosophy* 66, pp.829-39. [邦訳：三ツ野陽介（訳），「選択可能性と道徳的責任」，門脇・野矢 [2010] 所収]
- Hunt, D. 2000, "Moral Responsibility and Unavoidable Action," *Philosophical Studies* 97, pp.195-227.
- Kane, R., 1996, *The Significance of Free Will*, Oxford: Oxford University Press.
- , 2000, "The Dual Regress of Free Will and the Role of Alternative Possibilities," *Philosophical Perspectives* 14, pp.57-80.
- McKenna, M., 2003, "Robustness, Control, and the Demand for Morally Significant Alternative: Frankfurt Examples with Oodles and Oodles of Alternatives," in Widerker and McKenna (2003), pp.201-18.
- , 2005, "Where Frankfurt and Strawson Meet," *Midwest Studies in Philosophy* 29, pp.163-80.
- , 2008, "Frankfurt's Argument against Alternative Possibilities: Looking beyond the Example," *Nous* 42, pp.770-93.
- McKenna, M. and D. Pereboom, 2016, *Free Will: A Contemporary Introduction*, New York: Routledge.
- Mele, A. and D. Robb, 1998, "Rescuing Frankfurt-style cases," *Philosophical Review* 107, pp.97-112.
- Naylor, M., 1984, "Frankfurt on the Principle of Alternative Possibilities." *Philosophical Studies* 46, pp.249-58.
- Pereboom, D., 2001, *Living Without Free Will*, Cambridge: Cambridge University Press.
- , 2014, *Free Will, Agency, and Meaning in Life*, New York: Oxford University Press.
- van Inwagen, P., 1975, "The Incompatibility of Free Will and Determinism," *Philosophical Studies* 27, pp.185-99. [邦訳：小池翔一（訳），「自由意志と決定論の両立不可能性」，門脇・野矢 [2010] 所収]
- , 1983, *An Essay on Free Will*, Oxford: Clarendon Press.
- Widerker, D., 1995, "Libertarianism and Frankfurt's Attack on Alternative Possibilities," *Philosophical Review* 104, pp.247-61.
- Widerker, D. and M. McKenna (eds.), 2003, *Moral Responsibilities and Alternative Possibilities: Essays on the Importance of Alternative Possibilities*, Aldershot: Ashgate Press.
- 井保和也, 2015, 「責任の会話理論——マッケンナ『責任と会話』の批判的紹介——」, 『実践哲学研究』, 38, 京都倫理学会 所収。
- , 2016, 「P. F. ストロウソンの反応的態度説とその擁護」, 『実践哲学研究』 39, 京都倫理学会 所収。
- 門脇俊介・野矢茂樹（編集・監訳），2010, 『自由と行為の哲学』, 春秋社。
- 成田和信, 2004, 『責任と自由』, 勁草書房。